

別表（第4条関係）

事業の区分	配慮事項
設置事業全般	<ol style="list-style-type: none"> 1 山林、海岸、河川、湖沼等及びその周辺の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置及び色彩に配慮すること。 2 希少野生動植物の個体及び生息環境又は生育環境の保全に努めること。 3 河川及び地下水脈の水量及び水質への影響を回避し、又は低減するよう努めること。 4 土地の形質変更は、必要最小限に努めること。 5 降雨による土砂等の流出を防止する措置を講ずること。 6 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射、強風等が生じないように配慮し、敷地境界から後退させて設置し、植栽等を設けて遮蔽する等の措置を講ずること。 7 農地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、営農に支障がないよう配慮すること。 8 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させて設置する等の措置を講ずること。 9 急傾斜地等防災上の危険が想定される区域及びその周辺への設置は、極力避けること。 10 排水を放流する場合は、汚濁負荷を低減する措置を講ずること。 11 雨水及び排水を放流する場合は、放流先の施設管理者等と十分に協議すること。 12 立木等を伐採する場合は、環境の保全に配慮し、必要最小限に留め、植生の保護に努めること。
太陽光発電設備の設置事業又は発電事業	<p>発電設備は、低反射で有害物質を含有しないものを使用すること。</p>
風力発電設備の設置事業又	<p>発電設備から発生する騒音については、風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日環水大大発第170</p>

は発電事業	5261号)に定められた騒音レベルの指針値を超えないこと。また、指針値を超えない場合であっても、極力騒音を小さくすること。
バイオマス発電設備の設置事業又は発電事業	発電設備に起因する悪臭、害虫の発生等による自然及び生活環境への影響を生じさせないよう配慮すること。